

Title	坂本正著 金融革新の源流
Sub Title	
Author	飯田, 裕康
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2000
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.92, No.4 (2000. 1) ,p.909(247)- 912(250)
JaLC DOI	10.14991/001.20000101-0247
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20000101-0247

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.



坂本 正・著

『金融革新の源流』

文眞堂，1997年，403頁

I

本書は、題名のとおり金融革新の源流ともいべき1930年代アメリカ合衆国における金融上の諸変化を、なにより、1980年代以降のわが国における金融革新の展開とその帰結を視野におきつつ、信用論のいっそうの展開を意図して論じようとした意欲的な労作である。1985年以降のわが国における金融革新の動きには目を見張るものがあった。それが内発的というよりは外生的な力に押されてのものであったにせよ、第二次世界大戦以降の戦後経済において作り上げられてきた構造を、大きく変える契機となったことは疑いない。しかし、その事態は結果的にはわが国の金融にとって重大な構造改革の課題を突きつけたといつてよいであろう。あの金融革新とはなんだったのが、改めて問われねばならない状況に、いまはある。本書は、そのような意味から、時宜を得た著作であるばかりか、金融革新に関する論評の本来のあり方を歴史的な視点から厳しく議論しようとしているという点でも、歓迎されるべきものであろう。

まず、金融革新の理論的な意義についてふれておきたい。信用理論では、銀行信用の展開を軸にして金融システム展開に二つの方向性が示されている。一つは、金融システムの軸心である貨幣節約体系に即して決済システムの構築とそこでの資本の運動の態様をあきらかにしようとする方向性である。それに対して、第二の方向性は、擬制資

本信用の展開に示される金融仲介の特異な構造を理論的に明らかにしようとするものである。金融革新はこの二つの方向のいずれにも関わる新たな要因をもたらした。それは、端的に言って短期金融資産市場の広範な展開であった。すなわち、大量の転嫁流動性を呑み込む流動性の高い市場の形成であった。本書が、このような事態に対して、理論的には「資本信用」概念を拡充しつつ接近しようとして、金融革新の統一的な理論像を提示しようとしたことは、支配的金融理論が「通貨」ないし「マネー」の集計的動きにのみ注目するのに対して、構造変化の視点を明確に打ちだした点で、大きな貢献であろう。まず、本書の構成を示しておこう。

第I部 金融革新と銀行法

- 第1章 金融革新の経済学
- 第2章 規制と分離の経済学
- 第3章 グラス法案と証券「分離」規定
- 第4章 ニューディールとグラス法案
- 第5章 グラス法案の立法化
- 第6章 1935年銀行法と転嫁流動性理論
- 第7章 1935年銀行法と商業銀行の証券取引拡大法案

第II部 金融革新の理論と展開

- 第8章 金融革新と資本信用
- 第9章 第一次金融革新と信託会社——資本信用と信託会社——
- 第10章 資本信用とターム・ローン
- 第11章 ターム・ローンと信用論体系
- 第12章 ターム・ローンの流動性と証券市場
- 第13章 レベニュー債の商業銀行引き受けと信用理論問題——レベニュー債と公信用の多様化——

以上の構成からあきらかなように、本書は、中心に理論問題をおき、アメリカの事例を一つのケーススタディーとしても役立つようとしているばかりか、アメリカ金融の歴史的な分析に対してもこれまでにない視点を用意しようとい意図している。結論的にいえば、銀行・証券の分離を制度的に保

証しようとした1933年銀行法の成立と拡張の過程に、著者のいう資本信用二重化の論理が貫徹するのである。第II部はそれを理論的に総括しようとする意図で組み立てられている。まさに本書の核心的な部分であろう。まずその点に検討を加えておこう。

II

本書が、その構想を一面理論問題の解明と現状分析への適用の可能性の模索におきながら、アメリカ金融史の推移にてらしてそれを解き明かそうとする手法をとったことには、とくに1928年のマクファーデン法の成立を契機とする金融革新の進展が、その後投機化の方向を強め周知の大恐慌へとつながったこと、それを契機として商業銀行業務の展開と銀行・証券分離政策を基軸とした1933年のグラス・シュティーガル法（1933年銀行法）に至った過程、著者はこの点についての分析視座を、第1章において論じている。同時にここで金融革新の理論的側面が的確に指摘されている。

著者は金融革新の進展部面を3つ指摘している。一つは商業銀行における証券担保貸付、不動産担保貸付の増加、第二には商業銀行による証券売買業務の展開、第3には証券子会社をつづじる証券業務。以上の3点をいずれも商業銀行による擬制資本の運動領域への業務拡張ととらえ（15-6ページ）、著者はこれを擬制資本の運動領域への商業銀行業務の重層的な展開と位置づけている。この点は、これまで銀行信用の重層的展開を軸に信用制度の展開を原理的に考えてきた評者の立場からすると納得しうるものである。さらに、本書全体の論旨に関わらせていうと、金融革新とはなんであったのかを確認するに際して一つの方向性を明確に示したものとさえいえる。

これらを総括して著者は次のように述べている。

「商業銀行の構造を規定する関係概念は、一つは銀行信用から擬制資本への上向を縦軸に展開される銀行信用の発展形態としての資本信用

であり、もうひとつは擬制資本の展開そのものを仲介する証券業務、即ち証券業資本の兼営化=包摂化である。商業銀行が証券市場の発展の中で、銀行信用を擬制資本の領域へと拡大させ、銀行業として資本信用と証券業資本を包括することが、アメリカにおける商業銀行の近代化であった。」（本書、16ページ）

ここに示されているように、商業銀行による銀行信用の拡張の論理は、「銀行信用の発展形態としての資本信用」として把握される。従って、著者のいう重層化の論理は銀行信用の資本信用としての展開をまず押さえ、その上に擬制資本の領域への拡張による証券業資本の包摂へと発展するものとされているといえよう。

資本信用概念は、ヒルファディング『金融資本論』（1910年）において先駆的に展開されたものである。ヒルファディングによるこの概念の把握は、かれ独自の信用制度の基本規定ともいべき遊休資本の生産的資本への転化として押さえられ、それを基礎に将来の証券発行による元本の回収と発行利得の取得を前提とした固定資本投資のための資金融通として再規定されたものであった。これは、現在の理論状況と対応させれば、まさしくファイナンスに関する最初の理論的な認識であった。ここでは銀行業資本の独自の業態規定が前提されていた。いうまでもなくそれはドイツにおいて発展した信用銀行（Kreditbank）である。わが国においてこの概念は、川合一郎の『資本と信用』（1958年）においてまさに銀行信用の積極的な理論展開として、信用論の中に位置づけられた。しかし、この概念が分析的概念として受け入れられるようになるのは1970年代における信用理論の展開を待たねばならなかった。著者はそれらの成果にたいする厳密な検討の上に立って、改めてこの概念の意義を強調しようとしているのである。

III

著者が資本信用を信用論の展開をふまえてより

積極的に提示しようとするのは、第II部「金融革新の理論と展開」においてである。とくに第8章は、著者の理論的立脚点を明確に表示する本書の核をなす部分であるといつて過言ではない。

この種の議論を展開するに当たって、従来、評者に対するものも含めていくつかの理論的な難点が指摘されてきていた。その一つは「擬制資本信用」なる概念の規定上の問題点であった。著者は、擬制資本信用にとっては、それを利子生み資本範疇に還元するような形態上の特質の析出をもっては十分でないとし、さらにその「運動内容」(252-3ページ)に立ち入った検討が加えられねばならないとする。今ひとつは、その運動の担い手としての「証券業資本」の規定をいかに与えるかであった。まずここで注意しておくべきことは、証券業資本はいわゆる証券業者に極限されないことである。

まず、第一の点について著者は次のようにいう。

「擬制資本信用の抽象的規定を具体化するために、発行市場において現実資本から擬制資本(貨幣資本)への転化を媒介する貨幣仲介機関の析出が必要であろう。なぜなら、株式の引受=発行業務を遂行する貨幣仲介機関と信用制度との関係が明らかにされ、こうした貨幣仲介機関が信用制度の側に編成されることによって、擬制資本の信用形態としての位置もまた明らかにされうるからである。」(254ページ)

著者が先に指摘した難点の第一に答えるべく、いかに工夫を凝らしているかがよくわかる。しかし、貨幣仲介機関といった概念は妥当する範囲があまりにも広範で、資本範疇展開の上層に位置する擬制資本の解明にとっては、やはりいささか抽象的にすぎる嫌いがあるといえないであろうか。この仲介機関は、具体的に資本主義のもとにおいては概念的には銀行業資本以外にありえないはずである。また擬制資本信用の展開にとってはそれで十分なはずである。そのように考えてみると、問題の本質は、銀行業資本がいかに証券業資本に転化するかにあるといつてよいであろう。無論こ

れは歴史の問題でもあるし、理論の問題でもある。著者のいう信用制度への編成なる論理も、信用制度のある程度の発展を前提にしなければならないのではなからうか。

この論点は、著者の積極的な貢献の真の意味をおしはかる重要な論点である。しかし、ここには暗黙のうちに、株式会社制度に関する著者の理解が想定されている。すなわち、証券制度=証券市場制度と会社制度とが不可分に一体化している状況が想定されているのである。膨大な株主を有し、所有と経営とが完全に分離しているような巨大株式会社(giant corporation)こそが、擬制資本信用展開の基礎なのである。ここでのヒルファディングの先駆性が想起されねばならない。まさに、配当の利子化が進展し、経営者は当面まず負債に関しての関心をかき立てられるだけなのである。いまふうにいえば、企業統治の段階的変化の認識と擬制資本信用は論理的には結びつく。著者の論旨にはこうした視点が隠されていることを読みとらねばならないであろう。

IV

最後に、著者が本書で提示した見地のうち、1960年代のアメリカにおける商業銀行のタームローンの意義に関する論点について言及しておきたい。

商業銀行による中長期貸付について、これをいかに理論的に把握するかは、重要な問題点の一つである。なぜならおおかたの先進資本主義国の金融制度においては、短期金融機関としての商業銀行の中長期貸付には制度の建前よりも本音が先行する対応が制度政策的におこなわれてきていたからである。本書の貢献の一つは、これを商業銀行の業務上の二面性として、先に言及した資本信用と結びつけて積極的に位置づけようとしている点にある。著者は、この論点を明確に表示すべく、商業銀行業務を第一次商業信用業務と第二次商業信用業務とに二分する。しかるに、この論点に関

しては、著者がこれまでに扱ってきた諸概念が相互に重なり合う複雑な関係に関しての、きわめて困難な理論的解析が必要になってくる。これを解きほぐすことのできるキイとなる概念を模索することに本書は成功しているとはいいがたいが部分を残しているが、本書での理論分析が、金融革新の技術的な目新しさの背後で進展している信用制

度の本質的な発展の論理の析出に、大きな契機を与えるものとなっていることは間違いないといえよう。

飯田 裕 康
(経済学部教授)